

ID: 152

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	廃棄物処理手数料の還付承認
例規名 根拠条項	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第48条第2項ただし書
例規番号	平成5年条例第24号
<p>【基準】</p> <p>第48条及び東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第34条の2の規定による。</p> <p>(廃棄物処理手数料)</p> <p>第48条 市長は、廃棄物の処理に関し、当該廃棄物を排出する者から別表第1に規定する廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(手数料の還付)</p> <p>第34条の2 条例第48条第2項ただし書の規定により手数料を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理計画の改定又は条例第39条若しくは第45条の規定による命令により、市長が事業者の排出する廃棄物の収集及び運搬を行わないこととなった場合において、当該事業者が、廃棄物の排出のためにあらかじめ手数料を納付し、条例第49条の2第1項の規定により事業系一般廃棄物指定収集袋等の交付を受けていたとき。</p> <p>(2) 事業者が市の区域内において事業を廃止し、又は市の区域内から転出することとなった場合において、廃棄物の排出のためにあらかじめ手数料を納付し、条例第49条の2第1項の規定により事業系一般廃棄物指定収集袋等の交付を受けていたとき。</p> <p>(3) 粗大ごみを排出しようとする者が再利用その他の理由により当該粗大ごみの排出を取りやめた場合において、当該粗大ごみの排出のためにあらかじめ手数料を納付し、条例第49条の3第1項の規定により廃棄物処理シールの交付を受けていたとき。</p> <p>(4) 手数料の算出基礎となる廃棄物の排出量の算定に過誤があることが客観的に明らかなる場合</p> <p>(5) その他市長が特別の理由があると認める場合</p> <p>2 前項第1号から第3号までに規定する場合により還付する手数料の額は、当該各号に規定する事業系一般廃棄物指定収集袋等又は廃棄物処理シールのうち未使用のもの(事業系一般廃棄物指定収集袋等にあつては、条例別表第1事業系一般廃棄物の項手数料の欄に掲げる1組又は1巻ごとに未使用のものに限る。)に相当する額とする。</p> <p>3 前項の手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付請求書(第8号様式の2)に領収書又はこれに類する書面及び未使用の事業系一般廃棄物指定収集袋等又は廃棄物処理シールを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項第4号及び第5号に規定する場合により還付する手数料の額及びその還付の手続は、市長が別に定める。</p>	
標準処理期間	3日

備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	廃棄物処理手数料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第50条		
例規番号	平成5年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第50条及び東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第37条の規定による。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第50条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第48条第1項に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(手数料の減免の要件等)</p> <p>第37条 条例第50条の規定により、市長が手数料の全部又は一部を免除することができる者及びその免除の種類は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号及び第4号に規定する一部の免除の割合は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 天災、火災等の災害により生じた廃棄物を排出する者については、全部又は一部の免除とする。</p> <p>(2) 家庭廃棄物指定収集袋を使用して廃棄物を排出する者であって、別表第3の対象世帯の欄に掲げる世帯に属するもの(前号に掲げる者を除く。)については、同表の免除の種類欄に掲げるとおりとする。ただし、同一の世帯に属する他の者がこの号の規定により免除を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者(前号に掲げる者を除く。)については、全部の免除とする。</p> <p>(4) その他市長が特別の理由があると認める者については、全部又は一部の免除とする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者の許可証の再交付		
例規名 根拠条項	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第56条		
例規番号	平成5年条例第24号		
【基準】			
第56条の規定による。 (許可証の再交付)			
第56条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	浄化槽清掃業者の許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第59条		
例 規 番 号	平成5年条例第24号		
<p>【基準】 第59条の規定による。 （許可証の再交付） 第59条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	事業系一般廃棄物の持込許可		
例規名 根拠条項	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 第27条第1項		
例規番号	平成5年規則第31号		
【基準】			
第27条の規定による。 (事業系一般廃棄物の持込許可)			
第27条 事業系一般廃棄物の1日平均の排出量が10キログラム以上で100キログラム未満の事業者その他市長が特に指定する事業者(以下「持込事業者」という。)は、指定施設に当該事業系一般廃棄物を持ち込む場合は、市長の持込許可を受けなければならない。			
2 前項の持込許可を受けようとする者は、事業系一般廃棄物持込許可申請書(第5号様式)に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。			
(1) 持込事業者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号			
(2) 業種			
(3) 事業系一般廃棄物の種類			
(4) 運搬車の車両番号及び重量			
(5) 1日平均の事業系一般廃棄物の排出量			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	持込許可証の再交付		
例規名 根拠条項	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 第30条		
例規番号	平成5年規則第31号		
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (持込許可証の再交付)</p> <p>第30条 第28条の規定により持込許可証の交付を受けた持込事業者は、当該持込許可証を紛失し、又はき損したときは、事業系一般廃棄物持込許可証再交付申請書(第7号様式)により再交付の申請を行わなければならない。</p> <p>2 き損により前項の申請を行う者は、当該申請書にき損した持込許可証を添付するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により申請があった場合は、持込許可証の再交付をするものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1007

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	工場の設置の認可		
例規名 根拠条項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第81条第1項		
例規番号	平成12年東京都条例第215号		
【基準】 第81条第1項の規定による。 (工場の設置の認可) 第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1008

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	工場の変更の認可		
例規名 根拠条項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第82条第1項		
例規番号	平成12年東京都条例第215号		
【基準】 第82条第1項の規定による。 (工場の変更の認可) 第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1009

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	工事完成の認定		
例規名 根拠条項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第84条第2項		
例規番号	平成12年東京都条例第215号		
【基準】 第84条第2項の規定による。 (完成届、認定及び使用開始の制限) 第84条 2 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る工場が認可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1014

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	調査猶予の確認		
例規名 根拠条項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第116条第1項ただし書		
例規番号	平成12年東京都条例第215号		
<p>【基準】</p> <p>第116条第1項の規定による。 (工場等の廃止又は施設等の除却時の義務)</p> <p>第116条 次の各号に掲げる者は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第1号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壤の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 工場等廃止者(有害物質取扱事業者であった者で工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。) 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地</p> <p>(2) 施設等除却者(有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。) 当該除却に伴い土壤の掘削を行う土地</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1017

担当部署: 市民環境部 環境対策課

処分の概要	汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置に関する認定		
例規名 根拠条項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第116条第11項		
例規番号	平成12年東京都条例第215号		
<p>【基準】</p> <p>第116条第11項の規定による。 (工場等の廃止又は施設等の除却時の義務)</p> <p>第116条</p> <p>11 土地の所有者等(工場等廃止者、施設等除却者及び第9項の譲渡を受けた者を除く。)が汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置を行った場合(工場等廃止者、施設等除却者又は第9項の譲渡を受けた者が、第1項、第6項又は第9項の規定に基づく汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置を行わない場合に限る。)において、当該汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたものであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置があったものとみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日